

日田市農業集落排水事業経営戦略

団 体 名	日 田 市
事 業 名	農 業 集 落 排 水 事 業
策 定 日	令 和 4 年 3 月
計 画 期 間	令 和 4 年 度 ～ 令 和 13 年 度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成17年5月20日 (供用開始後16年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	全部適用 (令和2年4月1日)
処理区域内人口密度	13.0人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1処理区(大明地区) 三ノ宮地区は、公共下水道事業へ統合(平成30年4月1日)により廃止。		
処 理 場 数	1箇所(大明地区農業集落排水処理施設) 三ノ宮地区農業集落排水処理施設は、上記理由により廃止。		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	三ノ宮地区は、公共下水道事業へ統合。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排・浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料金体系の 概要・考え方	<p>【現行の使用料体系】 一般家庭用の使用料は、10m³まで定額の基本使用料と、基本水量を超過した水量にかかる超過使用料の合計額で、超過使用料については、汚水量が多いほど単価が高くなる逓増制を採用している。 水道水を使用した場合の汚水量は、水道メーターの指針により算定した水量とするが、水道水以外の水(地下水)は水道メーターに反映されないことから、下記のように汚水量を認定する。 ① 地下水のみを使用する場合…一月につき1人当たり6m³とする。 ② 水道水と地下水を併用する場合…①により算出した水量の2分の1に、水道メーターの指針により算定した水量を加算する。</p> <p>【使用料体系の趣旨】 基本水量超過分については、少量部分の使用料を低廉なものとする一方で、一般家庭等の負担軽減を図っている。</p>																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>汚水量</th> <th>使用料 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">一般汚水</td> <td rowspan="2">基本使用料</td> <td>10m³まで</td> <td>1,520</td> </tr> <tr> <td>超過使用料 (1m³につき)</td> <td>10m³を超え20m³までの部分</td> <td>161</td> </tr> <tr> <td>20m³を超え30m³までの部分</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>30m³を超え40m³までの部分</td> <td>178</td> </tr> <tr> <td>40m³を超え50m³までの部分</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>50m³を超え100m³までの部分</td> <td>215</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>100m³を超える部分</td> <td>238</td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	汚水量	使用料 (円)	一般汚水	基本使用料	10m ³ まで	1,520	超過使用料 (1m ³ につき)	10m ³ を超え20m ³ までの部分	161	20m ³ を超え30m ³ までの部分	170	30m ³ を超え40m ³ までの部分	178	40m ³ を超え50m ³ までの部分	200	50m ³ を超え100m ³ までの部分	215			100m ³ を超える部分
種別	区分	汚水量	使用料 (円)																				
一般汚水	基本使用料	10m ³ まで	1,520																				
		超過使用料 (1m ³ につき)	10m ³ を超え20m ³ までの部分	161																			
	20m ³ を超え30m ³ までの部分	170																					
	30m ³ を超え40m ³ までの部分	178																					
	40m ³ を超え50m ³ までの部分	200																					
	50m ³ を超え100m ³ までの部分	215																					
		100m ³ を超える部分	238																				
業務用使用料体系の 概要・考え方	業務用としての使用料体系は設定しておらず、一般家庭用と同様である。																						

その他の使用料体系の概要・考え方	【公衆浴場用の使用料体系】 公衆浴場については、一般汚水とは異なり、基本使用料及び超過使用料を設定せず、汚水量のみにより算定する特別な使用料体系を採用している。 【使用料体系の趣旨】 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律(昭和56年法律第68号)第3条及び第6条に基づき、公衆浴場の経営の安定化を図るための負担軽減措置として、低廉な使用料としている。				
	種別	汚水量	使用料(円)		
	公衆浴場用(温泉水を含む)	1㎡につき	41		
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成30年度	3,080 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成30年度	3,282 円
	令和元年度	3,130 円		令和元年度	2,918 円
	令和2年度	3,130 円		令和2年度	3,277 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	
事業運営組織	<p>平成29年4月1日より、公共下水道事業の公営企業会計への移行とともに、水道課(管理係・工務係・浄水係)及び下水道課(管理係・下水道係・施設係)を廃止し、上下水道局に再編を行い、また、令和元年7月1日から窓口・徴収業務等の一部を民間委託することで、事務や作業の効率化を図った。</p> <p>さらに、令和2年度には、簡易水道事業を水道事業に統合し、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業を、公共下水道事業と同様に下水道事業として公営企業会計に移行したことで、上下水道事業全体としてさらなる事務や作業の効率化を図った。</p>

局長	1	事務職員	14
経営管理課	11	技術職員	21
施設工務課	24	再任用職員等	1
合計 36 (実働)		※ 正規職員 + 再任用職員等 1	

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場維持管理委託業務、余剰汚泥引抜等管理委託業務等のほか、令和元年7月1日より窓口・収納業務の一部を民間委託している。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

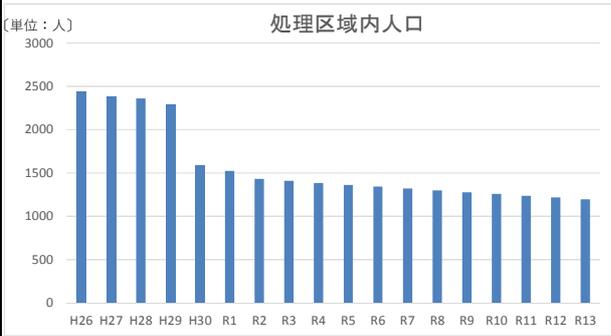
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

別紙「経営比較分析表」令和2年度のとおり。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

本経営戦略の上位計画となる「日田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」では、日田市全体の人口推計を行っているものの、地域別での推計を行っていないことから、日田市農業集落排水事業(大明処理区)の人口を推計する。

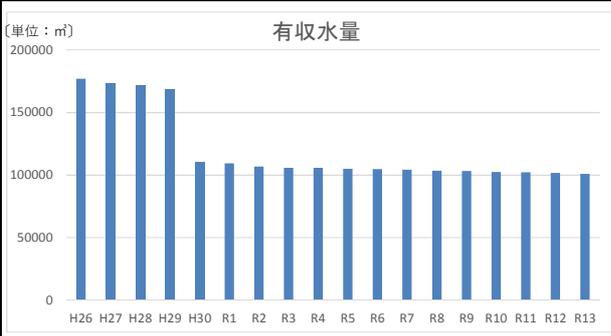


日田市の中心部より約6km西に位置し、鶴河内町、大鶴本町、大鶴町、大肥町、大肥本町、夜明上町、夜明中町の7集落からなる日田市農業集落排水事業(大明処理区)の人口の実績及び将来予測となる。

令和3年度から令和13年度については、過去10箇年の実績をもとに、平均増減率-1.61%を乗じることで処理区域内人口を推計し、平均増減人数は-21人/年と見込んでいる。

※平成30年度の減少は、三ノ宮処理区を公共下水道に統合したものの。

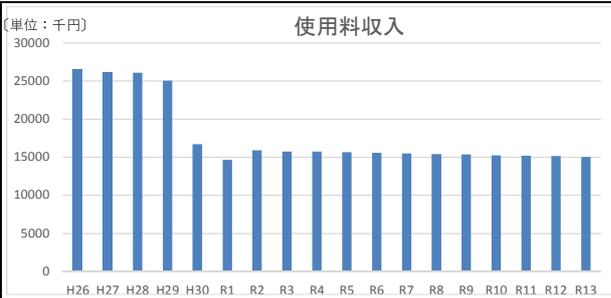
(2) 有収水量の予測



令和3年度は実績等より算定し、令和4年度以降については、水洗化人口、総処理水量及び有収率から推計し、平均増減水量は-466m³/年と見込んでいる。

※平成30年度の減少は、三ノ宮処理区を公共下水道に統合したものの。

(3) 使用料収入の見通し



令和3年度は実績等より算定し、令和4年度以降については、(2)の有収水量データをもとに、平均収入率は-0.51%/年と見込んでいる。今後も水洗化率の向上に取り組み、使用料収入の確保に努める。

※平成30年度の減少は、三ノ宮処理区を公共下水道に統合したものの。

※令和元年度の減少は、地方公営企業法の適用による打ち切り決算によるもの。

(4) 施設の見通し

主な施設は、管渠施設、汚水ポンプ施設、水処理施設、汚泥処理施設等であり、平成17年度の供用開始であることから、保守点検及び修繕を実施している。また、機械及び装置等の耐用年数(20年)が経過する令和7年度以降、最適整備構想に基づく施設の更新に取り組む計画である。

(5) 組織の見通し

平成29年度に上下水道局を設置し、水道事業と下水道事業を実施している。また、令和2年度から簡易水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業を公営企業会計に移行したことから、上下水道事業を一体とらえ、上下水道局としての適正な職員配置に努める。

3. 経営の基本方針

農業集落排水事業(大明地区)は、農業集落における生活環境の改善及び農業用排水の水質の保全を図るため、平成17年度から供用を開始している。水洗化の促進のため、未接続世帯への普及促進に努めるとともに、令和2年度に策定した、「最適整備構想」に基づき、適切に事業計画を執行し、財政健全化に取り組む、効率的で持続可能な事業運営に努める。

① 水洗化の普及
普及促進については、水洗化促進の文書を毎年送付する等、今後も引き続き、地域の水洗化率向上に取り組む。

② 下水道施設の長寿命化の推進
平成17年度の供用開始しており、機械及び装置等の耐用年数(20年)が経過する令和7年度以降、最適整備構想に基づく施設の更新に取り組む計画である。

③ 下水道財政の健全化
令和2年度から公営企業会計に移行したことにより、統一的な指標により他団体との比較等の分析を行うことで経営の現状や課題を把握し、経営基盤の強化や健全性の向上を図る。

④ 広域的な汚水処理計画の検討状況
大分県及び県下他市町村と方針等について検討を進める。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)

※ 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	最適整備構想に基づく施設等の長寿命化により、投資の抑制、平準化に努めるとともに、施設の更新に備え、内部留保資金の確保に努める。
-----	---

・建設改良費
日田市農業集落排水事業(大明処理区)は、平成17年度に供用開始しており、機械及び装置などの耐用年数が経過することに伴い、令和7年度からポンプ場等の更新が発生する。最適整備構想に基づき、各年の更新に係る費用を平準化し、計画的に行っていく。

・企業債償還金
公営企業債の元利償還金については、供用開始から30年経過後の令和17年度で、現在借入を行っている債務の償還が終わる予定であるが、今後の施設の更新の需要から、新たな公営企業債の借入を予定している。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	水洗化率向上による使用料収入の確保に努め、経営基盤の強化を図り、健全経営を目指す。
-----	---

・使用料収入
『2-(3)使用料収入の見通し』で推計したものを反映している。

・繰入金
収益的収支においては、維持管理費を使用料収入で賄いきれていないため、恒常的な赤字を計上しており、赤字補填のための基準外繰入を計上している。

・減債基金
公営企業債の償還額が減価償却費を上回っているため、令和6年度を境に内部留保資金が減少する見通しから、減債基金を活用し、令和9年度から令和14年度までに計画的に取り崩す予定としている。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・職員人件費
他の下水道会計と調整した上で、適切な業務量を算定し、その見合い分に応じた負担で調整を行う。

・動力費
人口減少による有収水量の減少を見込む。

・修繕費
施設の修繕計画に基づいて、平準化している。

・委託料
現行の委託業務形態が当面継続することを前提とし、毎年同額とする。

・その他
人口減少による有収水量の減少を見込む。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	大分県及び県下他市町村と方針等について検討を進める。
投資の平準化に関する事項	最適整備構想に沿って、施設の長寿命化に係る費用の平準化に努める。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	該当なし
その他の取組	該当なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	区域内人口の減少が見込まれることから、水洗化率の向上に取り組むとともに、経営分析を行うことで経費の縮減に努め、使用料の水準について検証を行う。
資産活用による収入増加の取組について	該当なし
その他の取組	該当なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	該当なし
職員給与費に関する事項	該当なし
動力費に関する事項	電力自由化等、選択肢が増加していることから、電気に関する契約内容が現状に見合ったものであるか、検討を行う。
薬品費に関する事項	該当なし
修繕費に関する事項	定期点検や、最適整備構想に基づく調査を実施する過程で、修繕が必要であることが認められた資産については、適切に修繕を実施し、長寿命化に努める。
委託費に関する事項	該当なし
その他の取組	該当なし

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	継続的な経営改善を図るため、PDCAサイクルを活用し、概ね5年ごとに見直しを行い、経営戦略の事後検証及び更新を行う予定である。
---------------------	---

経営比較分析表（令和2年度決算）

大分県 日田市

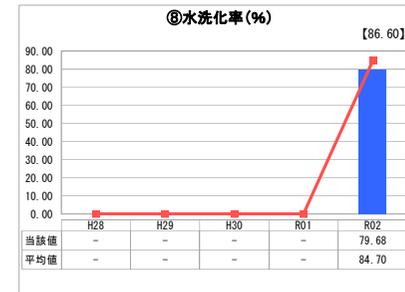
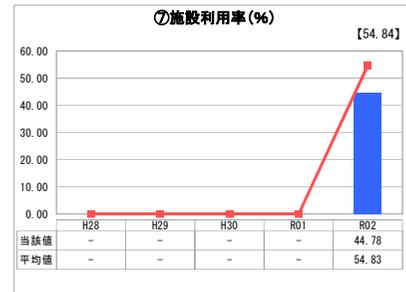
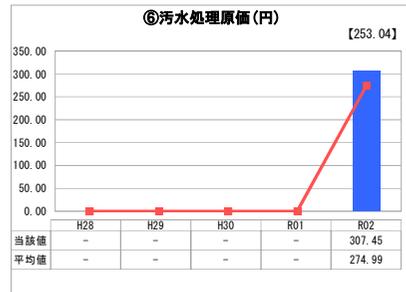
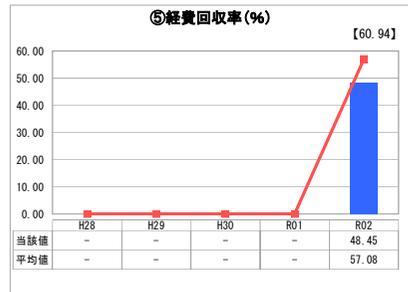
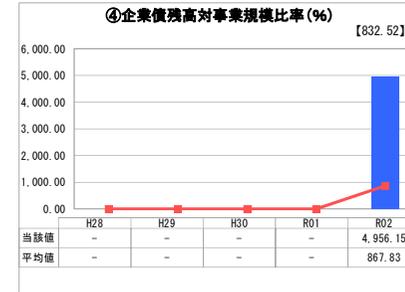
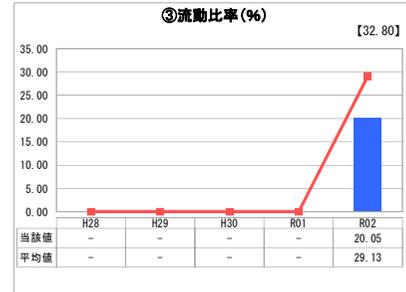
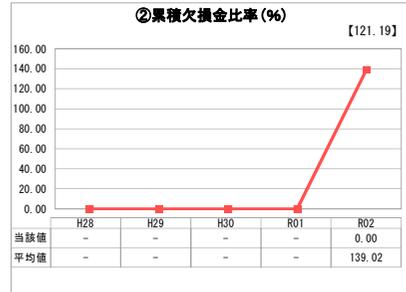
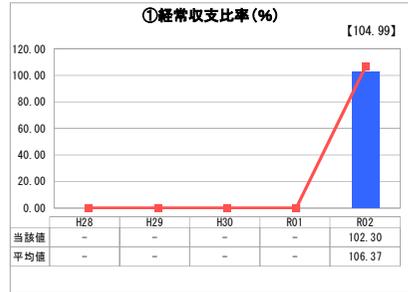
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家産料金(円)
-	19.86	2.26	82.67	3,130

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
63,994	666.03	96.08
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
1,432	1.10	1,301.82

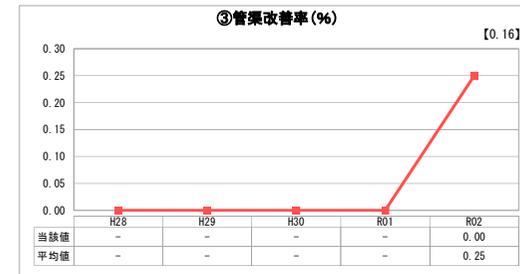
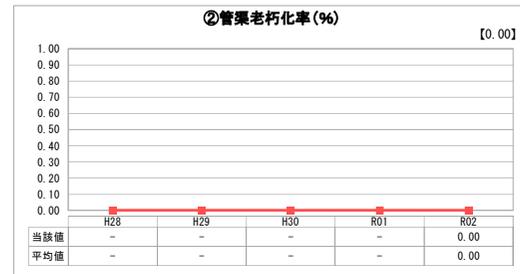
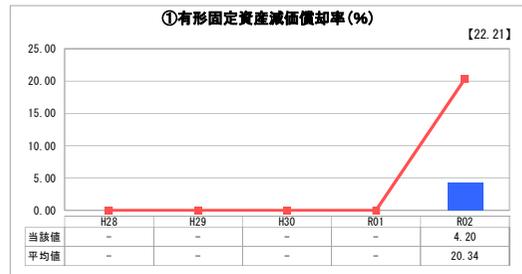
グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 令和2年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

- ① 全国・類似団体平均よりも低いですが、100%は超えている。ただし、使用料で賄えない資本費に対する繰入金を含んだ数値である。
- ② 累積欠損金は生じていない。
- ③ 全国・類似団体平均より低い。企業債により建設投資の財源を調達しているため、比率が低くなっている。
- ④ 全国・類似団体平均に比べて非常に高い水準にあり、企業債への依存度が大きい。今後当分の間は投資額の減少に伴い、企業債残高も減少していく見込みである。
- ⑤ 100%を大きく下回っており、使用料収入では汚水処理費が賄えていない。維持管理費の赤字補てんとしての基準外繰入を行っている。
- ⑥ 全国・類似団体平均よりも高く、資本費の負担が大きい。引き続き、有収水量の増加及び維持管理費の節減に努める。
- ⑦ 全国・類似団体の平均よりも低い。適切な施設規模へ見直す必要がある。
- ⑧ 全国・類似団体の平均よりも低い。区域内人口、水洗化人口ともに減少傾向であるため、引き続き未接続世帯への普及促進を図り、水洗化率の向上に努める。

2. 老朽化の状況について

- ① 全国・類似団体平均と比較して低い水準にあるが、法適用以前の減価償却累計額が貸借対照表に計上されていないために、実際よりも低い数値が反映されていると考えられる。
- ② 供用開始から16年であり、現在のところ法定耐用年数を超過した管渠は存在しない。
- ③ 法定耐用年数を超過した管渠がないため、低い水準となっている。

全体総括

当市の農業集落排水事業は、令和2年度から法の全部を適用し、公営企業会計へと移行した。使用料収入では、汚水維持管理費の半分程度しか賄えていない状況であり、赤字補てんとしての基準外繰入を行っている。令和2年度で大明地区の水洗化率は79.7%にとどまっているため、未接続世帯への普及促進を図るとともに、維持管理費の節減に努める。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円,%)

区 分		年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
		[決 算]		[決 算]	[決 算]										
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		15,942	15,778	15,773	15,673	15,590	15,520	15,436	15,367	15,283	15,213	15,144	15,060	
	(1) 料 金 収 入		15,926	15,764	15,758	15,663	15,580	15,510	15,426	15,357	15,273	15,203	15,134	15,050	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)														
	(3) そ の 他		16	14	15	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
	2. 営 業 外 収 益		144,301	160,008	151,811	124,234	116,316	99,909	92,453	93,048	92,542	91,427	90,147	89,553	
	(1) 補 助 金		134,152	149,730	143,671	117,338	111,966	96,407	87,883	87,358	85,727	83,487	81,082	79,363	
	他 会 計 補 助 金		134,152	149,730	143,671	117,338	111,966	96,407	87,883	87,358	85,727	83,487	81,082	79,363	
	そ の 他 補 助 金														
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		10,149	10,277	7,401	6,895	4,349	3,501	4,569	5,689	6,814	7,939	9,064	10,189	
	(3) そ の 他			1	739	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
収 入 計 (C)		160,243	175,786	167,584	139,907	131,906	115,429	107,889	108,415	107,825	106,640	105,291	104,613		
収 支 的 支 出	1. 営 業 費 用		119,557	139,734	133,985	108,938	103,559	89,759	84,884	88,132	90,323	92,524	94,780	96,971	
	(1) 職 員 給 与 費		8,650	8,728											
	基 本 給 付 費		4,178	4,245											
	退 職 給 付 費		352	362											
	そ の 他		4,120	4,121											
	(2) 経 費		24,491	27,319	30,660	30,302	30,244	30,195	30,192	30,144	30,085	30,036	30,043	29,984	
	動 力 費		5,855	6,157	6,088	5,758	5,728	5,702	5,671	5,646	5,615	5,589	5,619	5,588	
	修 繕 費		2,027	3,256	3,280	3,280	3,280	3,280	3,280	3,280	3,280	3,280	3,280	3,280	
	委 託 料		15,275	15,384	16,061	16,061	16,061	16,061	16,061	16,061	16,061	16,061	16,061	16,061	
	そ の 他		1,334	2,522	5,231	5,203	5,175	5,152	5,180	5,157	5,129	5,106	5,083	5,055	
(3) 減 価 償 却 費		86,416	86,417	79,466	78,626	73,305	59,554	54,682	55,478	57,728	59,978	62,227	64,477		
(4) 資 産 減 耗 費			17,270	23,859	10	10	10	10	2,510	2,510	2,510	2,510	2,510		
2. 営 業 外 費 用		37,089	34,589	32,136	29,506	26,884	24,207	21,542	18,820	16,039	13,198	10,315	7,446		
(1) 支 払 利 息		37,051	34,588	32,135	29,505	26,883	24,206	21,541	18,819	16,038	13,197	10,314	7,445		
(2) そ の 他		38	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
支 出 計 (D)		156,646	174,323	166,121	138,444	130,443	113,966	106,426	106,952	106,362	105,722	105,095	104,417		
経 常 損 益 (E)=(C)-(D)		3,597	1,463	1,463	1,463	1,463	1,463	1,463	1,463	1,463	918	196	196		
特 別 利 益 (F)		6	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
特 別 損 失 (G)		3,059	199	199	199	199	199	199	199	199	199	199	199		
特 別 損 益 (H)=(F)-(G)		△ 3,053	△ 196	△ 196	△ 196	△ 196	△ 196	△ 196	△ 196	△ 196	△ 196	△ 196	△ 196		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		544	1,267	1,267	1,267	1,267	1,267	1,267	1,267	1,267	722				
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)															
流 動 資 産 (J)		25,585	58,749	78,626	86,331	90,071	76,893	61,935	66,197	71,981	77,146	81,652	87,392		
うち 未 収 金		11,576	2,734	1,849	1,751	1,733	1,724	1,715	1,707	1,698	1,690	1,682	1,673		
流 動 負 債 (K)		127,643	128,700	130,538	133,158	135,833	138,563	141,351	144,197	147,314	147,237	144,930	120,155		
うち 建 設 改 良 費 分		123,959	126,472	129,038	131,658	134,333	137,063	139,851	142,697	145,814	145,737	143,430	118,655		
うち 一 時 借 入 金															
うち 未 払 金		1,689	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)															
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (L)		3,684	2,228	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500		
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		15,942	15,778	15,773	15,673	15,590	15,520	15,436	15,367	15,283	15,213	15,144	15,060		
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)		23	14	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10		
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (N)		△ 21,901	△ 56,521	△ 77,126	△ 84,831	△ 88,571	△ 75,393	△ 60,435	△ 64,697	△ 70,481	△ 75,646	△ 80,152	△ 85,892		
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)															
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)		15,942	15,778	15,773	15,673	15,590	15,520	15,436	15,367	15,283	15,213	15,144	15,060		
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)		△ 137	△ 358	△ 489	△ 541	△ 568	△ 486	△ 392	△ 421	△ 461	△ 497	△ 529	△ 570		

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

区 分		年 度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
		令和2年度 〔決算〕	令和3年度 〔決算見込〕											
資本的 収 入	1. 企業債						22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	
	うち資本費平準化債													
	2. 他会計出資金	65,774	67,330	68,702	70,102	71,532	72,991	74,482	74,314	77,557	78,930	77,070	74,873	
	3. 他会計補助金													
	4. 他会計負担金													
	5. 他会計借入金													
	6. 国(都道府県)補助金	2,000					25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	
	7. 固定資産売却代金													
	8. 工事負担金		4,135	28,800										
	9. その他	12	14	13	12	12	12	12	20,012	20,012	20,012	20,012	20,012	
	計 (A)	67,786	71,479	97,515	70,114	71,544	120,503	121,994	141,826	145,069	146,442	144,582	142,385	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
	純計 (A)-(B) (C)	67,786	71,479	97,515	70,114	71,544	120,503	121,994	141,826	145,069	146,442	144,582	142,385	
	資本的 支 出	1. 建設改良費	2,038	7,652	47,076	5,100	5,100	55,400	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
		うち職員給与費												
2. 企業債償還金		120,992	125,226	127,740	130,305	132,925	135,599	138,330	141,118	143,964	146,536	145,737	143,430	
3. 他会計長期借入返還金														
4. 他会計への支出金														
5. その他		12	14	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
計 (D)	123,042	132,892	174,829	135,417	138,037	191,011	188,342	191,130	193,976	196,548	195,749	193,442		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	55,256	61,413	77,314	65,303	66,493	70,508	66,348	49,304	48,907	50,106	51,167	51,057		
補填財源	1. 損益勘定留保資金	53,984	60,644	74,488	64,036	65,227	66,200	62,581	45,538	45,140	46,339	47,946	48,557	
	2. 利益剰余金処分額		544	1,267	1,267	1,267	1,267	1,267	1,267	1,267	1,267	722		
	3. 繰越工事資金													
	4. その他	1,272	225	1,559			3,040	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	
計 (F)	55,256	61,413	77,314	65,303	66,493	70,508	66,348	49,304	48,907	50,106	51,167	51,057		
補填財源不足額 (E)-(F)														
他会計借入金残高 (G)														
企業債残高 (H)	1,731,009	1,605,783	1,478,043	1,347,738	1,214,813	1,101,714	985,884	867,266	745,802	621,766	498,529	377,599		

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
		令和2年度 〔決算〕	令和3年度 〔決算見込〕										
収益的 収 支 分		134,152	149,730	143,671	117,338	111,966	96,407	87,883	87,358	85,727	83,487	81,082	79,363
	うち基準内繰入金	113,626	127,826	127,505	101,126	95,730	80,151	71,546	68,501	66,845	65,130	63,372	61,628
	うち基準外繰入金	20,526	21,904	16,166	16,212	16,236	16,256	16,337	18,857	18,882	18,357	17,710	17,735
資本的 収 支 分		65,774	67,330	68,702	70,102	71,532	72,991	74,482	74,314	77,557	78,930	77,070	74,873
	うち基準内繰入金	65,774	67,117	68,489	69,889	71,319	72,779	74,269	74,101	77,344	78,930	77,070	74,873
	うち基準外繰入金		213	213	212	212	213	213	213	213			
合 計		199,926	217,060	212,373	187,440	183,498	169,398	162,365	161,672	163,284	162,417	158,152	154,236